

お年寄りのための福祉サービス

お年寄りの人たちが毎日健康で、生きがいと意欲を持って暮らせるよう、「第2次安城市高齢者保健福祉計画（あんジョイプラン2）」を策定し、多種多様な福祉施策を展開しています。今後も介護保険との調整を図りながら、ホームヘルパー派遣や日常生活用具給付の充実、おむつ費用の助成など質の高い福祉サービスを提供していきます。

問い合わせ
高齢福祉課

◆健康で生きがいのある生活◆

老人クラブ活動	各地域で老人クラブ活動（教養、社会奉仕、スポーツなど）を実施しています。
各種相談（火～土曜日／総合福祉センター）	★高齢者職業相談（☎＜77＞7888） ★老人相談（☎＜77＞7890） ……お年寄りやその家族の悩みごとなどに専門の老人相談員が応じます。
老人福祉施設	★高齢者生きがいセンター・シルバー人材センター（百石町／☎＜76＞1415） ……高齢者の就業活動をすすめる拠点です。 ★老人福祉センター・総合福祉センター内（赤松町／☎＜77＞7888）・北部福祉センター内（東栄町／☎＜97＞5000）・西部福祉センター内（福釜町／☎＜72＞6616）・作野福祉センター内（篠目町／☎＜72＞7570） ……60歳以上のお年寄りの憩いと生きがいと健康増進の場。浴室の利用は、火～金曜日（無料）、休館日は毎週月曜日と祝日（敬老の日を除く）及び年末年始。 ＊総合福祉センターへは、無料送迎バスも運行しています（水・金曜日運行・1日往復2便）。
老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成	65歳以上のお年寄りが老人性白内障の手術を受けて、特殊眼鏡やコンタクトレンズによる視力矯正をした場合、費用の2分の1（限度額あり）を助成します。
シルバー優待証明カードの発行	「名古屋港水族館」「南極観測船ふじ」「ポートビル」「名古屋海洋博物館」の4施設に無料で入場できるシルバー優待証明カードを発行します。 ＊65～69歳を対象（老人医療受給者は、受給者証で無料入場できます）。

◆一人暮らしのお年寄りの生活を援助◆

福祉電話の貸与・電話訪問	おおむね65歳以上で所得税非課税の一人暮らしのお年寄り、高齢者世帯及び重度身体障害者に、無料で電話器を貸し出すとともに、希望日に電話で安否の確認をします。電話訪問の所得税条件はありません。 ＊一人暮らしで75歳以上か、病弱または障害のある人に、緊急通報装置を取り付けます。
自動消火器の給付	70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯に、無料で取り付けます。
電磁調理器の給付	70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯に、無料で給付します。
火災警報機の給付	おおむね65歳以上で所得税非課税世帯に属するねたきりまたは一人暮らしのお年寄りに給付します（限度額1万5500円／取り付け費用などは自己負担）。
友愛訪問	一人暮らしのお年寄りの安否確認を兼ねた話し相手として、地区の老人クラブ員が週2回程度訪問します。
※給食サービス	70歳以上の一人暮らしのお年寄り、75歳以上の高齢者世帯に属する人、65歳以上の障害者で一人暮らしのお年寄り及び65歳以上の障害者世帯に属する人を対象に、週2回の給食（原則として1食300円）をボランティアまたは弁当業者が配達します。
※乳酸菌飲料の宅配	75歳以上の一人暮らしのお年寄りで、希望者に乳酸菌飲料を1本ずつ無料で配達します。

ご利用ください



◆介護をする人の負担を軽く◆

ねたきり老人等介護人手当	65歳以上で3か月以上ねたきりや、痴ほう状態のお年寄り（本人所得200万円以下・入院などは除く）の介護者に月額5000円を支給します。
おむつ費用助成	上記ねたきり老人等介護人手当の受給者で、おむつの必要なお年寄りを介護している人におむつ費用として、月額3000円分の利用券を交付します。
ホームヘルパーの派遣（介護保険対象外の人）	65歳以上の一人暮らしのお年寄りや高齢者世帯、重度身体障害者、心身障害者（児）、難病患者のいる家庭で、家族が介護を行えない場合、ホームヘルパーが訪問して、食事の世話・掃除・洗濯など身の回りのお世話をします。1時間当たり200円～950円の負担が必要です。
ふれあいサービスセンター	在宅でねたきりのお年寄りなどの介護に関する総合的な相談に応じ、必要な保健・福祉サービスを提供するため医療機関や市などとの連絡調整を行っています（火～土曜日）。 ところ▷社会福祉会館内（☎<72>0123）
安城市在宅介護支援センター（中央・更生・八千代・松井・安寿の郷）	在宅でねたきりのお年寄りなどの介護に関する総合的な相談に応じ、必要な保健・福祉サービスを提供するため医療機関や市などとの連絡調整を行っています。 *電話相談は24時間受け付け。 連絡先▷中央在宅介護支援センター（社会福祉会館内／☎<72>0123）・在宅介護支援センター更生（更生病院内／☎<77>9948）・在宅介護支援センター八千代（八千代病院内／☎<97>1818）・在宅介護支援センター松井（安城老人保健施設内／☎<72>5112）・在宅介護支援センター安寿の郷（特別養護老人ホーム安寿の郷内／☎<76>6155）
リフォームヘルパーの派遣	おおむね65歳以上のお年寄りで、日常生活を営むのに介護を必要とする人及び心身障害者（児）のいる家庭に、福祉・保健・医療及び建築の専門家が無料で居室などの改造相談に応じます。事前に予約が必要です。 問い合わせ▷中央在宅介護支援センター、在宅介護支援センター更生、在宅介護支援センター八千代、在宅介護支援センター松井、在宅介護支援センター安寿の郷
住宅リフォーム費の助成	65歳以上の要援護老人のための住宅リフォーム費の一部として10万円まで助成します。介護保険で住宅リフォームができる世帯であって、リフォームヘルパーの改造相談を受ける必要があります。
※車いす移送車（サルビア号）の貸し出し	車いす使用者の移送に便利な車両を貸し出します。貸出期間は4日間です。事前（利用日の2週間前まで）に予約が必要です。

◆ねたきりや障害を持つ人に◆

寝具の洗濯・乾燥	おおむね65歳以上のねたきり・一人暮らし・痴ほう性のお年寄り、高齢者世帯及び重度心身障害者を対象に寝具を月1回、無料で洗濯・乾燥などをします。
老人用つえの給付	おおむね65歳以上の歩行に支障のあるお年寄りに、無料で給付します。
※車いすの貸し出し	家庭での日常生活に支障のある人に、車いすをお貸しします。

※印の問い合わせ▷社会福祉協議会（社会福祉会館内／☎<77>2941）